

特別会計に関する法律第20条に基づく財務情報の開示について

「特別会計に関する法律」は、平成19年3月にそれまで各特別会計ごとに定められていた法律を一本化し、特別会計の目的、管理及び経理について定めることとしたものです。

そこで、それまで情報開示について明確な決まりがなかったため、透明性確保及び国民に対する説明責任を一層果たしていく観点から、「特別会計に関する法律」第20条において、情報開示を行うことを定めたところです。

今回、復興庁を始めとする全省庁共管の東日本大震災復興特別会計が設置されたため、同法第20条に基づき、①特別会計の目的、②経理する事務等の内容及び③経理方法の概要を特別会計設置の日に情報開示するものです。

①東日本大震災復興特別会計の目的

東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とします。

なお、復興事業を統括している復興庁については、復興庁設置法（平成23年法律第125号）第21条の規定に基づき「別に法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止するものとする。」と定められていることから、復興庁が廃止される場合は、東日本大震災復興特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしています。

②東日本大震災復興特別会計において経理されている事務及び事業の内容

東日本大震災復興特別会計では、復興債発行収入、税収（復興特別所得税及び復興特別法人税）及び一般会計からの繰入を主な財源として、復興事業に必要な経費を事業を行う各省庁等に配分して復興事業を行うこと及び復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしています。

③東日本大震災復興特別会計の経理方法の概要

